

2021年2月5日  
リエスパワー株式会社

## 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う電気料金の特別措置について

現在、新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまについて、当社は下記のとおり、電気料金の特別措置を講じております。支払いにお困りのお客さまはご相談ください。

### 記

#### 1. 特別措置の適用対象

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より「緊急小口資金」または「総合支援資金」の貸付を受けているお客さまであって、一時的に電気料金の支払いが困難であり、当社に特別措置適用の申出をされたお客さま。

#### 2. 特別措置の内容

原則として2020年3月～10月分の電気料金を5カ月間延長、2020年11月分の電気料金を4カ月間延長、2020年12月分の電気料金を3カ月間延長、2021年1月分の電気料金を2カ月間延長、2021年2月分の電気料金を1カ月間延長いたします。

#### 【本特別措置に関するお問い合わせ先】

リエスパワーサポートセンター  
TEL：03-6844-3500  
受付時間：9：30～18：30（土・日・祝日を除く）  
Eメール：info@lespower.co.jp

以上